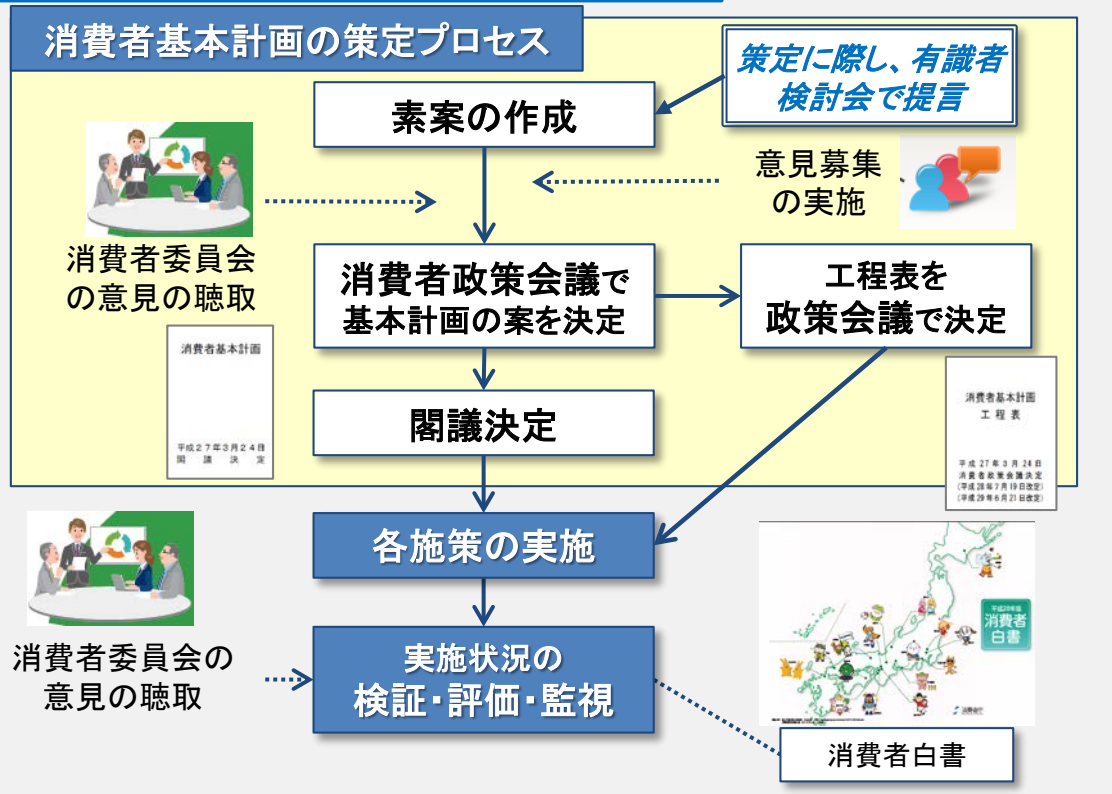


消費者基本計画について

- **消費者基本計画**は、消費者基本法(平成16年6月施行)第9条に基づき、**長期的に講ずべき消費者政策の大綱及び消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項**について、**閣議決定**するもの。
 - 過去には3回策定されており、**現行の基本計画(第3期)は、平成27年3月24日に閣議決定**され、平成27年度以降の5か年を対象とするもの。
【これまでの策定実績】
 - ・平成17～21年度 第1期「消費者基本計画」(平成17年4月8日 閣議決定)
 - ・平成22～26年度 第2期「消費者基本計画」(平成22年3月30日 閣議決定)
 - ・平成27～31年度 第3期「消費者基本計画」(平成27年3月24日 閣議決定)
- ※ 工程表を作成し、消費者基本計画に基づく施策の実施状況について、検証・評価・監視を行う。1年に1回は工程表を改定するとともに、必要に応じて消費者基本計画の改定を実施。

消費者基本計画に基づく施策の実施

消費者基本計画の策定プロセス



消費者政策会議※ 構成員

会長	内閣総理大臣	
委員	内閣府特命担当大臣(消費者)	内閣府特命担当大臣
	内閣官房長官	法務大臣
	総務大臣	財務大臣
	外務大臣	厚生労働大臣
	文部科学大臣	経済産業大臣
	農林水産大臣	環境大臣
	国土交通大臣	復興大臣
	防衛大臣	公正取引委員会委員長
	国家公安委員会委員長	

※ 消費者基本法第27条に基づき設置。